

■ 相談支援従事者現任研修の受講年度について

- ・ 現任研修は、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とした5年目の年度末まで1回以上修了する必要があります。  
 (初任者研修修了の翌年度から5年目の年度末までは、現任研修を修了していなくとも相談支援専門員として配置可能)
- ・ 以下の①②の場合、今年度の現任研修の受講が必須となります。
  - ① 平成21年度に初任者研修を修了し、平成27年度以降現任研修を受講していない方
  - ② 平成26年度に初任者研修を修了し、まだ現任研修を一度も受講していない方

(例)

平成21年度、平成26年度に初任者研修を修了し、平成27年度以降現任研修を受講していない方は、今年度受講しないと来年度以降に相談支援専門員として従事できなくなります

この5年間に1回以上現任研修を受講

この5年間に1回以上現任研修を受講

	<u>平成21年度</u>	平成22年度	～	<u>平成26年度</u>	平成27年度		<u>令和元年度</u>	令和2年度
①	相談支援従事者 初任者研修 受講修了	初年度	～	5年目	6年目 (初年度)	～	10年目 (5年目)	11年目 (初年度)
②				相談支援従事者 初任者研修 受講修了	初年度	～	5年目	6年目 (初年度)

上表の年度をご自身の初任者研修受講年度に置き換えて、受講年度の整理にご活用ください